

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年3月24日

秋田県監査委員 大野 忠右エ門
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 石 塚 博 史
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

平成28年度

行政監査の結果に関する報告書

「自動体外式除細動器(AED)の
設置及び管理について」

平成29年3月

秋田県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	AEDの設置状況	1
2	監査対象の選定	1
第2	監査の結果	3
1	監査の実施	3
2	監査の結果	3
第3	意見	6
1	AEDの設置について	6
2	AEDの管理について	6
3	AEDの操作について	6
【参考】		
	自動体外式除細動器（AED）関連の厚生労働省通知等一覧	7
	全国AEDマップ	8
	AEDの設置例等	9

第1 監査の概要

救命救急機器である自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。以下「AED」という。）については医療従事者のみに使用が限られていたが、平成16年7月に非医療従事者である一般市民にも使用が認められ、除細動措置を受けた人の生存率や社会復帰率は、いずれも増加してきている。

県有施設においても、大規模なスポーツ施設、高齢者が利用する施設、学校などに平成17年以降AEDが設置されてきており、緊急時における救急救命手当の的確な対応に資するため、県有施設におけるAEDの設置及び管理の状況について監査を実施した。

1 AEDの設置状況

平成28年8月に実施した事前調査では、AEDを設置している県有施設は159施設で、その台数は230台であった。

AEDの設置状況

	設置施設数	設置台数
知事部局	61	79台
地域振興局	9	9台
その他施設	52	70台
教育庁	79	129台
高校	51	98台
特別支援学校	14	17台
その他施設	14	14台
警察本部	19	22台
計	159	230台

※ AEDの使用実績があった施設

スポーツ科学センター

武道館

中央地区老人福祉総合エリア

2 監査対象の選定

AEDを設置している159施設から、一日あたり利用者が250人以上である施設41か所と、これらの施設を所管する関係8課を監査対象とした。

監 査 対 象 施 設 等

区 分	施 設 等 の 名 称	台 数
知事部局		
関 係 課	総合防災課 医務薬事課 観光戦略課 スポーツ振興課	—
県 が 管 理	本庁舎〔第二庁舎、秋田地方総合庁舎を含む〕(4台) 8地域振興局(9台) ※ 北秋田地域振興局は大館福祉環境部と鷹巣阿仁福祉環境部に設置している。 スポーツ科学センター(4台：うち貸出用3台)	17台
指定管理者が管理	体育館 武道館 野球場 スケート場 総合プール 男鹿水族館 北欧の杜公園 中央公園(4台) 児童会館 県民会館(2台) 秋田ふるさと村(2台) ゆとり生活創造センター 健康増進交流センター 中央地区老人福祉総合エリア(2台) 南部老人福祉総合エリア ※ 野球場(夏季)とスケート場(冬季)は1台を季節に合わせて設置している。	20台
計	4課26か所	37台
教育庁		
関 係 課	高校教育課 特別支援教育課 生涯学習課	—
県 が 管 理	秋田北鷹高校(5台) 秋田工業高校(3台) 横手高校(6台) 栗田支援学校(2台) ゆり支援学校 大曲支援学校 図書館 博物館 近代美術館 農業科学館	22台
指定管理者が管理	美術館	1台
計	3課11か所	23台
警察本部		
関 係 課	厚生課	—
県 が 管 理	運転免許センター 北秋田警察署 (2台：森吉幹部交番を含む) 由利本荘警察署(2台：矢島幹部交番を含む) 横手警察署 (2台：増田幹部交番を含む)	7台
計	1課 4か所	7台
合 計	8課41か所	67台

第2 監査の結果

1 監査の実施

平成28年10月27日から11月30日までの間、8課41施設の予備監査を行うとともに、平成29年1月19日及び25日に4施設の実地調査と関係課のうち4課を対象として監査を実施した。

2 監査の結果

各施設のAEDは、おおむね良好に管理されていたが、一部に検討を要する事例があり、緊急時にAEDを的確に使用できるよう適切な管理をしておく必要がある。

項目ごとの状況については、以下のとおりである。

(1) AEDの設置

ア 導入状況

監査対象施設のAED67台のうち、県が設置したものが34台、指定管理者が設置したものが15台、寄付を受けたものが18台であった。

指定管理者が管理する施設において、指定管理者との協定書にAED設置を定めている施設が一部にあったが、その他の施設においても同様に定めることを検討する必要がある。

イ 経過年数

AED設置後の経過年数は、5年以内が31台(46%)、6年以内が14台(21%)、7年以内が2台(3%)、8年以内が1台(1%)、8年を経過したものが19台(29%)であった。

AEDの耐用年数は6年から8年とされているのに対し、設置後5年を超えたものが半数以上となっていることから、機器の更新を計画的に行っていく必要がある。

ウ 設置場所

AEDは、おおむね各施設とも玄関ホール等利用者に分かりやすい場所に設置されており、常に誰でも使用できる状態にあった。

また、スポーツ施設の入口や入浴施設など、AEDを使用する可能性が高いと考えられる場所に設置している施設もあった。

一方で、事務室内やいたずらを防ぐため目立たない場所に設置している施設もあったことから、これらの施設については設置場所について検討する必要がある。

学校の体育館やグラウンド等では屋外にAEDを設置している例があったが、寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等のおそれがあるため、温度調節機能付きの収納箱に格納するなどの配慮が必要である。

(2) AEDの管理

ア 案内表示

大部分の施設には外から見てもわかるように、外壁や玄関等にAEDを設置していることを示す表示があった。また、ホームページ上でAED設置施設であることを明示している施設（武道館、県立プール、中央地区老人福祉総合エリアなど）もあった。

施設の利用者に対するAED設置場所の案内表示は、ほとんどの施設で行われており、会議室や道場等の各室内にAED設置場所を掲示している施設（県民会館、武道館）や館内の案内図に表示している施設（図書館など）、施設案内のリーフレットに表示している施設（秋田ふるさと村）もあった。

イ インターネットによる情報提供

AEDの活用を図るため、一般財団法人日本救急医療財団では、インターネット上でAEDの設置施設を表示する全国マップを作成し提供している。

この全国マップに表示させるための情報の登録状況を確認したところ、41施設のうち11施設では登録制度への理解が十分でなく、登録されていなかった。こうした設置情報については積極的に登録・更新を行うことにより、広く県民に情報を提供していく必要がある。

ウ 点検・記録

点検は、AEDのインジケータのランプ等の点滅状況などにより正常に動くかどうか確認することになっており、ほとんどの施設において点検担当者を置き実施していた。しかしながら、施設ごとに点検頻度に差がみられたことから、いつでも使用可能な状態を保つよう日常点検を行う必要がある。

また、点検の記録については全ての施設で整備されており、中にはAEDを重点巡視箇所にして守衛日誌に点検欄を設けている施設（博物館、スケート場など）もあった。

エ 消耗品・付属品等

バッテリーや電極パッドについては、使用期限がラベルに表示されており、いずれもその期限を超過したものはなかった。

AEDの操作時に使用する救急セットについては、ほとんどの施設において、衣服を切り開く場合に使用するハサミや身体が濡れている場合に使用するタオル、手袋等が同梱されていたが、救急セットの一部が欠けている施設があった。

また、AEDを格納する収納箱には、開扉時に鳴動により緊急事態の発生を周囲に告げる機能があり、この機能が作動するかどうかについても定期的に点検を行う必要がある。

(3) AEDの操作

緊急時には、心肺蘇生法（胸骨圧迫等）と併せてAEDを使うことが救命処置では有効であるとされていることから、消防署等の職員によるこれらの処置を中心とした救命講習を受講することが有益である。

AEDの講習を含む救命講習については、全ての施設に受講した職員がおり、中には、学年単位で生徒・教職員が講習を受けている高校や、定期的に全職員が講習を受けている施設（県立プールなど）もあった。

AEDは、本体に備わっている音声ガイダンスに沿って操作するものであるが、多くの職員が操作できるよう、また、機器の更新等に伴う機種変更等も考慮に入れて数年ごとに繰り返し受講するよう検討する必要がある。

第3 意見

今回の行政監査の実施を通して、緊急時の的確な対応に資するため、以下の事項を要望する。

1 AEDの設置について

設置されているAEDには、一般に推奨されている耐用年数を超えているものがあるので、全庁的に更新のあり方について検討し、適切に対応されたい。

2 AEDの管理について

AEDの設置場所が誰にでも分かるようにするため、設置場所を今一度検討するとともに、一般財団法人日本救急医療財団が作成している全国AEDマップへの登録を徹底し、県民へのAED設置の最新情報を提供することにより、その周知に努められたい。

3 AEDの操作について

救命講習会などの機会にAEDの操作講習を行っているが、より多くの職員が操作できるよう受講機会を増やすなどの取組に一層努められたい。

【参考】

自動体外式除細動器(AED)関連の厚生労働省通知等

	通知年月日・施行者	題名及び主な内容
1	平成16年7月1日 医政局長	非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民のAED使用について、幅広くその理解を深めるとともに、使用に関する講習等の受講を勧めること。 ・AEDを使用した場合の効果の把握とその検証を行うこと。
2	平成21年4月16日 医政局長 医薬食品局長	自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・AEDの使用の際に、管理不備によりその性能が発揮できないことのないよう点検担当者を配置し、日常の点検における機器の確認や消耗品等の管理等を徹底すること。 ・適切な管理等の徹底について市町村や関係団体等への周知を図ること。 ・AEDの講習会において管理の重要性を伝えること。
3	平成25年9月27日 医政局長	自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインについて <ul style="list-style-type: none"> ・AEDの設置にあたって、設置を推奨する施設や規模等、及び設置する際の配置方法や注意点、AED使用の教育・訓練の重要性などについてガイドラインとして示したものの。
4	平成26年12月18日 医薬食品局 安全対策課長	寒冷な環境下における自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等について <ul style="list-style-type: none"> ・寒冷な環境下におけるバッテリー出力低下や電極パッド等の凍結を防ぐための適切な保守管理をすること。
5	平成27年8月25日 医政局長	自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の有効活用等について <ul style="list-style-type: none"> ・AEDが必要な場合に有効に使用されるよう設置場所等の情報を一般財団法人日本救急医療財団へ登録を勧め、同財団が作成しているAEDマップの更なる充実を図ること。 ・AEDマップを用いて、広く住民へ情報提供していくこと。
6	平成28年4月21日 医政局 地域医療計画課長	救急蘇生法の指針2015(市民用)の有効活用及び周知等について <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民による人工呼吸やAEDの使用を含めた一次救命処置や応急手当などをまとめた指針を、公共施設や商業施設等の幅広い場所で活用するとともに、市町村や関係団体等への周知を図ること。

全国AEDマップ



※一般財団法人日本救急医療財団のホームページから

A E D の 設 置 例 等

【 据 付 型 】

県庁舎県民ホール前



バッテリーと
電極パッドの交換
時期を示すタグ

機器が正常かどうかを示すインジケーター
表示は機種によって異なるが、この機種の場合、正常時は砂時計のマークが点滅する。異常時には、×マークが点灯又は点滅する。

【 携 帯 型 】



- ・ A E D本体のほか、救急セットが付属している。

救急セット内容



- ・ 本体のカバーを開けると、緊急を伝える音声が出る。
- ・ 電極パッドが収納されている。
- ・ 操作手順は、カバーの裏側に表記されている。



- ・ ハサミ：衣服などの脱衣が困難な際に使用
- ・ 心肺蘇生法（CPR）マスク：人工呼吸を行う際に使用
- ・ 手袋：血液、体液等からの感染防護用
- ・ カミソリ：パッド貼り付け位置の毛が濃い場合等に使用
- ・ 吸水用ガーゼ：汗や水、血液等の皮膚の濡れ等を拭く際に使用